

2018年度の教育新聞で、臨採部に関わる記事を掲載しています。

【教育新聞 8月合併号より】

講師の雇用通知と勤務条件表は・・・

裏表面印刷で、雇用日に渡されるようになります！

「もう、我慢できない。」

この怒りの言葉に始まった7月2日の県教職員課との話し合いでした。

中央委員会、中央支部総会、佐教組大会でも発言していききましたが、私たち講師は、雇用通知も、勤務条件表も、辞令ももらわず、任用根拠さえ明らかにならないまま、4月1日から黙々と働いてきました。年休簿の「表」もなく、年休計算さえされないまま、勤めている者もいます。

そんな中で、4月に起こった講師タダ働き問題は、起こるべくして起こったと思われます。雇用通知を貰わないと、自分がいつから勤務なのか、知ることはできません。私自身は、5月31日に雇用通知、6月26日に辞令をもらい、勤務条件表はなしでした。昨年の確定交渉、臨採部交渉では、「法律違反なので、必ず勤務条件表を付ける」と約束したのに、現場サイドでは何も変わっていないことを県教職員課に伝えたいという思いでいっぱいでした。

本部に連絡し、日程調整をしてもらいました。もちろん本部には、佐教組との約束を反故にしたことについて、厳しく叱ってもらいました。話し合いの中で明らかにされたのは、以下のような事です。

県教職員課は、12月26日（臨採部交渉の翌日）、3月末に勤務条件表を説明しながら手渡しするように校長宛てで指示メールを送っていました。私は、小城に勤務している時にその事を知り、素早い対応に感謝していたのです。ところが、佐賀市の校長には、そのメールは届いていませんでした。つまり、どこかで止まっていたということです。教職員課の方は、現場の私達のところに何も届いていないことに驚かれ、ショックを受け、恐縮されていました。

来年度から、雇用通知表と勤務条件表は裏表両面印刷で、雇用日に渡されるようになります。あたりまえの事が、やっとあたりまえに行われることに宥堵し、みなさんに知らせなくてはと思いました。

後日談です。3日も経たないうちに、身近で、また、講師を3日間タダ働きさせようとしていました。断固抗議しましたが、みなさんの身近でも「勉強のため」とか、「現場に慣れるため」という事で、普通に講師をタダ働きさせていませんか。県教職員課も、そのような事例は教えてほしいと言われました。ぜひ、佐教組臨採部にお知らせください。

臨時採用教職員部総会

【教育新聞 9月1日号より】

8月4日、16時30分より教育会館5階小会議室で、「臨時採用教職員部総会」を行いました。総会后、懇親会での親睦を予定しての夕方開催でした。

前半は、日教組政治部の古賀千景さんによる「臨採部を創る！一人ひとりが主体者として」の講話で学習を深め、後半は、議案提案・採決及び意見交流をしました。

5人から500人へと拡がった福教組臨採部の話は、「後に続け、佐教組も・・・」の思いを共有することができ、大変有意義でした。

今年から各支部2人の常任委員、及び非常勤講師のオブザーバーと、役員を増やした組織強化の議案も通り、今年度の活動が楽しみです。また、これまでの改善点、「教員採用試験における一般・教職教養試験の免除拡大」「給与の上限号給の引き上げ」「健康保険の継続」「給与の月例給、初任給の引き上げ」「健康診断の公費受診」「年休の追加付与」「教員採用試験の受験年齢上限49歳への引き上げ」を確認し、多くの仲間と、共に活動していくことを誓いました。

意見交流・懇談会では、驚くような実態があげられ、講師問題の根深さを感じています。



第3回臨時・非常勤教職員全国交流集会に参加して

【教育新聞 9月15日号より】

8月24日（土）・25日（日）日本教育会館において、臨採者の全国交流集会が開催されました。そこにおいては、臨採者の置かれている現状・課題・私たち臨採者ができること等が話合われました。この交流集会で私は、2つのことを特に感じました。1つは、いろいろな臨採者との交流の大切さです。私は、講師として10年以上働いてきました。臨採者の抱えている問題は、だいたい理解しているつもりでしたが、そうではありませんでした。小学校・中学校・高等学校・事務職・図書館司書といろいろな立場によって、いろいろな数多くの問題を抱えていることを知りました。また県によっても、いろいろなちがいがあつたことを知りました。2つ目は、団体交渉の大切さです。それを知ったのは、熊本県の組合の取組です。非常勤講師の働き方の不合理な面の改善を、県教委との団体交渉を通じて成し遂げたということです。もし個人で校長に話に行っても、問題は解決しなかったでしょう。組合が存在し、みんなが団結し、当局と団体交渉をしていったから、不合理な労働問題が改善できた。改めて団体交渉の大切さを認識しました。



【教育新聞 6月15日号より】

佐教組と労金の話し合いの結果 臨採者への融資限度額が拡大しました。

佐教組加入とともに労金の口座をご利用ください。



商品名	非正規（臨時採用）の場合 融資限度額（単位：万円）	資金使途明細 要否
カーライフローン	3年以上勤続：300 3年未満勤続：200	必要
教育ローン	3年以上勤続：300 3年未満勤続：200	必要
教育ローン（カード型）	3年以上勤続：300 3年未満勤続：200	必要
フリーローン	3年以上勤続：300 3年未満勤続：200	300万円までは 本人申告で可
マイプラン	100	不要
無担保住宅ローン	3年以上勤続：300 3年未満勤続：200	必要
住宅ローン	3年以上勤続：5,000 3年未満勤続：0	必要

※上記の詳細については、ろうきん窓口までお問い合わせください。

私たちの交渉は続く…

【教育新聞 11 月 15 日号より】

10月24日、今年度の県教香交渉が終わりました。臨採部が立ち上がったから、毎年交渉に参加し、現場の声を伝えてきました。

毎年少しずつ、私たちの処遇改善がなされ、働きやすい職場になりつつありますが、まだまだ…だというのが実感です。

今年度は、長年の課題であった、空白期間が短縮されます。撤廃を求めて訴え続けていますが、半歩前進です。

昨年度は、採用試験の受験年齢が49歳に引き上げられ、40代の頑張っている講師が、少しは、希望を持って働く事ができるようになりました。

しかし、給与は一級53号給で止まったままです。50代の講師は、年齢と経験年数に基づいた仕事を任せられているにもかかわらず、給与は頭打ち、採用試験も受けられないという八方塞がりのままです。

講師不足のおり、福岡県はついに給与の上限を撤廃しました。福岡市は、採用試験受験年齢上限は撤廃されている上に、二年間講師をすれば、一次試験免除という条件を打ち出しています。

一方佐賀県の現場は、講師が足りず共倒れ寸前で、日々、足りない講師の分を皆で補って仕事をしています。講師の処遇改善がなされなければ、佐賀県で講師を希望する者は少なくなり、この状況はまだまだ続くと思われま

私たちの交渉は、まだまだ続きます。

県教香の折、執行部から、きちんとその旨を確認していただき、涙が出るほどうれしかったです。

三神支部臨採教職員の集い報告

【教育新聞 11 月 15 日号より】

11月2日臨採教職員のつどいを6人の臨採の先生を迎えて14名で行いました。支部書記長からは、三神支部の学校に来てくれてありがとうの歓迎の言葉と、支部の臨採支援の方針をお知らせしました。本部井手委員長からは臨採教職員の権利の前進とこれからの課題、教職員共済の紹介を行いました。

意見交流では、佐賀の賃金や休暇など遅れている事を事前に知らされずにお願ひされて来ている事から、だまされたと感じる講師もあり、佐賀ではやっていられないと年度途中で退職した先生も出ているなどの話が出ました。

また初めての臨採で特別支援学級を任された人が多く、困難な状況が報告されました。支援員の年休が半年間取れないで困っていることを、教育長と協議して運用で取れるようにした臨採組合員の取り組みも紹介されました。

困ったときには、頼りになる組合に尋ね、相談し、つながることが守心して健康に講師を続ける秘訣ということをアピールしました。

会終了後、特別支援教育に関わる先生が集まり、授業に使える教材・教具の交流が始まり、ブンブンおはじき、色鮮やかな組みひも、紙コッププレーンなど楽しく実践交流が深まりました。



九協臨時採用教職員等交流集会

【教育新聞 12 月合併号より】

今回、参加させていただいて、九州各県の臨採の先生方のつがやきや思いを聞かせていただくことができました。みなさんそれぞれに語りつくせぬ悩みや痛みを抱えてがんばっていることがひしひしと伝わりました。かといって、県によって微妙に待遇の条件が異なるので、すべての悩みを共有することができないジレンマにやりきれないものも感じました。今まで本務者として大過なく働けたのはこういう方々のおかげであったのだと今更ながら申し訳なく思うところです。

また、今回、日教組政治部副部長の古賀千景さんより、「会計年度任用職員制度」についてのお話や、議員さんの実際の答弁の姿などを紹介していただき、大変ありがたくおもいました。ややもすると、定年退職したからのんびり応援していこうと気持ちになりがちですが、やはり、働く以上は、もっともっと勉強して皆さんを支えてあげられる存在にならなければとあらためて思った次第です。



臨採部県教香交渉

【教育新聞 1 月合併号より】

産休・病休代替を始めとして講師欠員のまま学校が運営されている現状を訴え、12月14日、臨採者の処遇改善を求める県教香交渉を行いました。

「給料表上限引き上げ」「昇給改善」の求めに「困難」回答を行う県教香に対し、「同一労働同一賃金」の原則の元、「それならば責任を伴う任務を負わせるのはおかしい。」と交渉団は臨採者に学年や教科のお世話、欠員分の仕事などが担わされている実態を伝えました。現在臨採者の昇給は3年に1回となっています。給料表上限引き上げが無理ならば、せめて毎年あるいは2年に1回の昇給をと声をあげました。また学校の事務室を任せられている教育行政職(事務職員)については、昇給がありません。「困難である」ではなく、どうすればできるかという視点で考えてほしいと訴えました。

受験年齢についても教育行政職は29歳を上限とします。教育職も合わせ、他県でも広がっている受験年齢撤廃も求めました。

採用時の「辞令」「雇用通知書」「勤務条件表」の交付と人事異動に関するていねいな校長ヒアリングについては、県教香も確実に行うと確認しました。

交渉団から「福岡に住んでいる。勤務条件は福岡の方がいいが、佐賀の教育に力を注ぎたいと思いがんばっている。」という熱い発言もあり、県教香と思いを同じにすることも多く、次につながる交渉となりました。



臨採部運動の成果

年度	月	成果
2014	4	臨時採用教職員の給与上限の見直し(12号給引き上げ) 1級53号
2015	3	臨時採用教職員の社会保険の継続が可能となる
	8	佐賀県教職員組合『臨時採用教職員部』結成
2016		臨採者も公費による健康診断が受診可能となる
		任用中の健診結果は次年度の雇用の際にも提出可能となる
2017	1	講師の年休繰り越しが可能となる
	4	受験年齢の上限の一部緩和(39歳→49歳へ)
2018		辞令・雇用通知書・勤務条件表手渡しの確認
2019	3	臨採者の任用期間が3月30日までとなる

2020年4月からの会計年度任用職員制度の導入にむけ、非常勤講師も含め臨採者の処遇改善をさらに求めています！